

藤枝市地域包括支援センター 管理者 様

藤枝市健康福祉部地域包括ケア推進課長

藤枝市介護予防ケアマネジメントマニュアルの改訂について（通知）

日頃、市介護保険行政に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

標題の件につきまして、下記のとおり藤枝市介護予防ケアマネジメントマニュアルの改訂がされましたので通知いたします。

記

1 改訂趣旨（別紙新旧対照表参照）

（１）初回のみのケアマネジメント［c］におけるサービス種別及び実施方法

①サービス種別にインフォーマルサービスを追加

対象者へのアセスメントにより、初回のみのケアマネジメント［c］として、インフォーマルサービスのみを活用する支援の計画を可とする。

②サービス利用後の、電話や訪問等による年１回の状況確認の実施を必須としない

モニタリング、年１回の状況確認は行わないが、利用者自身やサービス提供者等から安心すこやかセンターに連絡される体制づくりをしておくことが必要となる。

※①、②について、裏面にて詳細を御参照ください。

（２）ケアマネジメントのプロセスやフロー図、サービス名などの修正

改訂趣旨（１）に係らない部分を含め、ケアマネジメントのプロセスの表記やフロー図のレイアウト、各サービス名などの表記を修正

2 関連資料

- （１）国通知（老認発 0913 第 2 号令和 4 年 9 月 1 3 日付）「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について **別紙 1**

- （２）地域包括支援センター運営マニュアル 3 訂 P 2 3 5 ～

3 掲載場所

藤枝市HP「藤枝市介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険事業者の皆さまへ）」のページ
（<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/kenkofukushi/chiikihokatsu/oshirase/1487574321512.html>）



藤枝市地域包括ケア推進課 介護予防係

TEL 054-643-3225

メール chiikicare@city.fujieda.lg.jp

※ 1改訂趣旨（1）①②について

①－1 インフォーマルサービスとして該当が見込まれるもの

福祉有償運送サービス、通いの場、介護保険外の民間企業サービスが挙げられる。介護予防ケアマネジメントの利用者にとって、介護予防・自立支援に資すると判断でき、ケアマネジメントCの実施ができるもの。（藤枝市在宅福祉サービス（生きデイ、配食、見守りなど）は該当しない）

①－2 インフォーマルサービス利用時のケアマネジメントの要否の場合分け（例）

ケアマネジメントが必要なケース	ケアマネジメントが不要なケース
<u>事業対象者の認定を受け、福祉有償運送サービスを利用するケース</u> →事業対象者に該当するため、介護予防ケアマネジメントを実施する。 ケアマネジメントの結果、自立支援のために必要な支援として、福祉有償運送のみの利用とすることと、その際にケアマネジメント費の請求をすることを想定したものが、今回の改訂趣旨である。	<u>自立の状態で、誰でも利用できるサービス（サロン・アクティブクラブなど）に繋げるケース</u> →今回の改訂趣旨は、保険外のあらゆるサービスの利用にケアマネジメントCを必須とするものではない。 →例えば通所Cの利用終了後、介護保険からの卒業として、自立状態とし、介護予防のセルフケアとして地域の活動に参加していくことについては、ケアマネジメントは不要。

②－1 利用者自身やサービス提供者等から安心すこやかセンターに連絡される体制づくりの在り方

インフォーマルサービスは多岐にわたることから、それぞれ体制が異なることが想定される。サービス利用の際は、介護予防ケアマネジメントを踏まえてサービスの利用につなげていること、利用者の状態変化があったときの連絡先・相談窓口として安心すこやかセンターがあることを事前にサービス提供者へ伝えることが望ましい。

②－2 従来必須としていた状況確認について

今回の改訂趣旨は従来の状況確認を不可とするものではないことから、適宜、電話や訪問等による状況確認を行うことは可とする。